

令和 7 年 度

一 般 廃 棄 物 処 理 実 施 計 画

野田村住民生活課

令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画

1 目 的

この計画は、野田村内における生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項により、一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な単年度ごとの事業計画を定めるものです。

2 計画区域

野田村全域（計画人口 4,143 人、面積 80.80 km²）

※ 数値は久慈広域連合集計実績値及び久慈広域連合一般廃棄物処理基本計画（本編・資料編）（令和 3 年 3 月策定）より引用

3 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 処理実施計画

(1) ごみ

（単位：t）

区分		令和 7 年度 排出量(見込)	令和 6 年度 排出量(実績)	令和 5 年度 排出量(実績)
燃えるごみ		1, 1 2 4. 9 3	9 5 3. 9 6	9 9 0. 6 4
燃えないごみ		4 3. 4 4	4 9. 5 2	5 1. 8 8
資源物	缶類	9. 4 9	7. 9 3	8. 7 1
	びん類	3 2. 8 5	2 6. 8 5	2 7. 0 3
	発砲・PE T	1 0. 2 2	9. 9 1	1 0. 7 0
	紙類	5 8. 4 0	4 3. 9 0	5 0. 0 4
	プラスチック製 容器包装	1 3. 5 1	1 3. 0 1	1 3. 7 0
資源物計		1 2 4. 4 7	1 0 1. 6 0	1 1 0. 1 8
合計		1, 2 9 2. 8 4	1, 1 0 5. 0 8	1, 1 5 2. 7 0

(2) し尿・浄化槽汚泥

(単位：k l)

区分	令和7年度 排出量(見込)	令和6年度 排出量(実績)	令和5年度 排出量(実績)
し尿	1, 0 5 8. 5 0	9 0 6. 7 5	9 5 3. 4 5
浄化槽汚泥	5 8 4. 0 0	4 5 1. 7 0	4 9 5. 1 0
合計	1, 6 4 2. 5 0	1 3 5 8. 4 5	1, 4 4 8. 5 5

5 収集・搬入計画

(1) 廃棄物の分別及び排出方法

ア 家庭系ごみ

分別区分		ごみの種類	収集回数	排出形態	収集方式
燃えるごみ		生ごみ類(台所ごみ)、紙類(資源物を除く)、ゴム、革製品類、木、草類、布、繊維、プラスチック類で焼却処理が適当なもの	週 1 回 ～ 週 2 回	指定袋	ごみステーション
燃えないごみ		金属類(ポット、ヤカン、鍋等)、びん類(資源物を除いたもの)、小型家電製品(回収ボックスの 20cm×40cm の投入口に入らないもの。エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の 4 品目を除く)、ガラス・陶磁器類(茶碗、皿等)等で破碎処理が可能なもの	月 1 回		
資源物	空き缶	スチール缶、アルミ缶(共に飲料に限る)	月 2 回	指定袋	ひもで十字に束ねる
	ペットボトル	PET1 マークのついているボトル		指定袋かひもで束ねる	
	発砲スチロール	電気製品の緩衝材を除く魚箱等		指定袋	
	びん類	飲料用のびん、食糧保存のびん、薬のびん、ジャム等調味料のびん		指定袋	
	プラスチック製容器包装	プラマークのついたプラスチック製の容器包装類(洗剤、調味料に使用されたボトル・チューブ類は除く)		指定袋	
	紙パック	牛乳、コーヒー、ジュース、酒、焼酎等飲料用のパック(アルミニウムが使用されていないもの)			
	段ボール	段ボール			
	新聞紙	新聞紙・広告チラシ			

	雑がみ	雑誌・本・カタログ・紙箱・封筒・ハガキ・コピー用紙・包装紙などの紙類全般		上記の他、雑誌に挟む・紙袋に入れる	
	使用済小型家電（「燃えないごみ」として回収）	家電４品目を除く使用済小型家電（電話機等、携帯電話等、ラジオ、デジタルカメラ等、デジタルオーディオプレーヤー、パーソナルコンピューター、磁気ディスク装置等、電子書籍端末、電子式卓上計算機、ヘルスメーター、フィルムカメラ、ヘアドライヤー等、電子時計等、ゲーム機、これらの付属品）	—	—	ボックス回収又は直接搬入
	古着	衣類全般、服飾雑貨、バッグ	—	—	ボックス回収又は直接搬入
可燃性粗大ごみ		机、イス、畳、ベッド等 60cm×100cm 以上又は 1 袋 1 束の重量が 20kg 以上のもの	—	—	直接搬入
不燃性粗大ごみ		机、イス、ベッド（金属製）、自転車等 60cm×100cm 以上又は 1 袋 1 束の重量が 20kg 以上のもの			
自己搬入できないもの		コンクリートくず、レンガ、瓦、ガスボンベ、消火器、ペンキ、タイヤ、オイル、ガソリン、灯油、シンナー類、薬品類、農薬、二輪車、バッテリー、ドラム缶、建築廃材、耐火ボード、汚泥、ボイラー、焼却炉、農機具、業務用冷蔵庫、ストッカー、自動販売機、スプリング入りマットレス（スプリングを外し、燃えるものと燃えないものに区分したものを除く）、農業用廃プラ、漁業用廃プラ、家電４品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン）	—	—	販売店・廃棄物処理業者・指定引取場所
家電リサイクル法などの対象物		テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン			

※ 在宅医療廃棄物について、鋭利な物（針等）は医療機関等へ持ち込み、それ以外の非鋭利な物については収集を行うこととします。

また、事業系ごみについては、事業主が独自で処理するものとし家庭系ごみ集積所に排出することがないよう様々な機会を捉え周知徹底を図るものとします。

イ 事業系ごみ

種 類		排出方法	収集運搬方法	処理方法
事業活動に伴って発生する一般廃棄物	事業者が自ら廃棄物処理施設に搬入する場合		事業者が自ら、廃棄物処理施設へ運搬	焼却、埋立及び資源化
	一般廃棄物収集運搬業者が搬入する場合	一般廃棄物収集運搬業者との契約に基づき排出	一般廃棄物収集運搬業者が収集運搬	

ウ 動物の死体については、次のとおりとします。

種 類	排出方法	収集運搬方法	処理方法
動物の死体	丈夫な袋か段ボールに入れ密封して排出	直接搬入（ただし、村道の場合のみ随時収集）	焼 却

(2) 収集日程

収集日程は、燃えるごみについては毎週 1～2 回、燃えないごみについては毎月 1 回、資源物については毎月 2 回、可燃・不燃性粗大ごみは年 2 回の割合で計画的に行います。

なお、夏季に限り、村内全地区燃えるごみの収集を週 2 回行います。

(3) ごみ集積所（箇所数）

地 区 名	集積所箇所数
野 田	5 8
玉 川	1 1
合 計	6 9

(4) ごみの収集運搬及び処理主体

種 類	収 集 ・ 運 搬		処 分
家庭系ごみ	自 己 搬 入		久慈地区ごみ焼却場 〃 粗大ごみ処理場 〃 再資源化処理場 〃 最終処分場 又は引き渡し業者等
	委託業者	(有)野田衛生社	
事業系ごみ	自 己 搬 入		
	許 可 業 者		

(5) し尿処理等

種 類	収集運搬	収集方法	処 分
し 尿	委託業者による個別有料収集	バキューム式収集運搬車による戸別方式	久慈地区汚泥再生処理センター
浄化槽汚泥	許可業者により年 1 回以上		

6 処理施設の概要

(1) 焼却処理施設

施 設 名	所 在 地	処理能力	備 考
久慈地区ごみ焼却場	久慈市夏井町大崎第3地割95番地	120 t / 24h	設置者：久慈広域連合

(2) 再資源化処理施設

施 設 名	所 在 地	処理対象	備 考
久慈地区再資源化処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	缶・びん・発砲スチロール・ペットボトル・紙類	設置者：久慈広域連合
洋野リサイクルセンター	九戸郡洋野町種市第51地割72番地4	プラスチック製容器包装	設置者：(株)ノブタ興業

(3) 粗大ごみ処理施設

施 設 名	所 在 地	処理能力	備 考
久慈地区粗大ごみ処理場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	30 t / 5h	設置者：久慈広域連合

(4) 最終処分場（埋立施設）

施 設 名	所 在 地	処理能力	備 考
久慈地区最終処分場	久慈市夏井町鳥谷第4地割23番地6	73,024 m ³	設置者：久慈広域連合

(5) し尿処理施設

施 設 名	所 在 地	処理能力	備 考
久慈地区汚泥再生処理センター	九戸郡洋野町中野第7地割30番地10	105 k l / 日	設置者：久慈広域連合

(6) 公共下水道等

施設名	処理人口（人）	処理区域
公共下水道人口	2, 0 4 9	
農業集落排水施設人口	3 9 0	米田・玉川地区
漁業集落排水施設人口	1 2 4	下安家・中沢地区
小 計	2, 5 6 3	
合併処理浄化槽人口	3 4 3	上記の地区以外
合 計	2, 9 0 6	

※令和7年3月末現在

7 廃棄物由来エタノール製造実証施設への一般廃棄物供給

廃棄物からエタノールを製造する実証試験のため、野田村内で発生した一般廃棄物（ごみ集積場から収集する家庭系ごみ）を積水バイオリファイナー㈱に提供する。

事業実施主体	所在地	備考
積水バイオリファイナー株式会社	久慈市侍浜町本町第9地割54番地1	処理量：140 t /週 一般廃棄物の提供期間：令和4年2月から令和9年3月まで 供給方法：久慈広域連合が収集運搬を委託する業者が集積場から当該施設に運搬する。

8 一般廃棄物の広域処理（村内搬入・村外搬出）

一般廃棄物の村内搬入及び村外搬出については、法第6条第3項に基づき、関係を有する自治体等との調和を図りながら、適切に処理を行う。

9 広報・啓発活動

(1) ごみ減量・リサイクル推進等に関する情報提供等

- ア 「保存版家庭ごみの分別収集計画表」を更新し全戸配布を行います。
- イ 広報のた及び行政連絡員を通じた文書の回覧・配布による環境関連情報の提供や普及啓発を行います。
- ウ ネットで利用できるのだむら「ごみの分別」ページを適宜更新し、分別方法の周知を図ります。
- エ 野田村のごみ分別ガイドブックを更新し、分別方法の周知を図ります。
- オ 家庭や地域における定期的な清掃活動の奨励を行います。
- カ 不法投棄の監視活動を行い、適正処理の推進を図ります。

(2) 環境学習の充実及び支援

- ア 児童、生徒及び村民等の環境学習の場の充実に努め、環境意識の向上を図ります。
- イ 地区衛生班及び関係団体等に対し、事業促進のための情報提供を行います。

(3) ごみの減量・リサイクル等推進事業の導入及び環境活動への参加促進

- ア 野田村衛生班連合会との密接な連携による、ごみ減量化や不法投棄対策、環境美化活動を引き続き実施し、美しいむらづくりを推進します。
- イ ごみ集積場整備事業補助を継続し行います。

(4) 生活排水の適正処理に関する情報提供等

- ア パンフレット、チラシ及び広報等を活用し、適正な生活排水処理の意識高揚を図ります。
- イ 生活排水処理施設整備事業の計画的な事業推進を図ります。